

株式会社ケアファクトリー指定居宅介護支援事業部運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアファクトリーが開設する指定居宅介護支援事業部（以下「事業部」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業部の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業部の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービスを調整し、また、その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅介護支援に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業部の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 株式会社ケアファクトリー居宅介護支援事業部
- 2 所在地 茨城県水戸市見和1丁目298番地7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業部に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員1名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 2 介護支援専門員3名以上（含、管理者。全て常勤とする。主任も含む。）

介護支援専門員は、担当数44。9人を上限とし居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業部の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜から金曜（祝祭日を除く）
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料の徴収は行わない。

①本業務はケアマネジメント（相談援助・受付・アセスメント・居宅サービス計画の作成・実施のための調整・モニタリング）をその主な内容とする。

②利用者からの相談を受ける場所は、事業所内の相談室、もしくは利用者の居宅、

あるいは、双方が困難な場合にはプライバシーが確保できる場所とする。

- ③居宅介護支援を行うに際し、使用する課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン方式」を使用する。
- ④サービス担当者会議の開催は、事業所内の相談室、もしくはサービス担当者が参加するにあたり利便性を考慮し、プライバシーが確保できる場所を必要に応じ確保する。
- ⑤介護支援専門員の利用者宅訪問頻度は、必要に応じ隨時行うか、安定していると認められる場合でも1ヶ月に一度の訪問を行い、常に状態を把握するよう努める。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ①水戸市外 1キロメートル30円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
(緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、水戸市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業部は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1.採用時研修 採用後1か月以内、社内にて実施
 - 2.継続研修 年12時間以上、社内および外部研修にて実施
 - 3.法定研修 法令の定めに応じ受講
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアファクトリー取締役と事業部の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、改定により令和6年4月1日から施行する。

重 要 事 項 説 明 書

ご利用のご案内です。

株式会社 ケアファクトリー
居宅介護支援事業所

令和6年4月1日

このたびは当社、居宅介護支援事業所をご指名いただきまして、誠にありがとうございます。ご利用前に、下記のことにつきまして本書を交付し、ご説明いたします。内容につきまして、ご理解と同意をいただきま
すよう、お願い申し上げます。

支援の目的

私たちは、要介護状態にある方が、介護保険制度において、適切な居宅介護サービスをご利用いただくために、ご利用者、ご家族との相談、ケアプランの作成、各サービス担当者や関係機関等との連絡・調整等を行います。

運営の方針

担当させていただきますのは、専門知識と技術を有する「介護支援専門員」です。私たちはご利用者の心身の状況を踏まえて、その方が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービスを公正・中立に調整し、また、その他の生活全般にわたる支援を行います。

法人の概要

会社名：株式会社ケアファクトリー

所在地：〒310-0911 茨城県水戸市見和1-298-7

電話：029-257-6650

FAX：029-257-6652

代表者：能本 守康

設立：平成5年7月

資本金：1000万円

主な事業：在宅福祉サービスの提供

事業所概要

事業所名：株式会社ケアファクトリー 居宅介護支援事業所

指定事業所番号：0870100039

事業所加算：特定事業所加算Ⅱ

指定権者：水戸市

通常の営業地域：水戸市

営業時間（一般問い合わせ対応時間）：月曜から金曜、9時から18時

緊急対応：通年24時間

事業所職員体制

職名	勤務形態	職務内容	員数計
管理者（主任介護支援専門員）	常勤兼務	事業の管理運営	1
主任介護支援専門員	常勤兼務	居宅介護支援	1
	常勤専従	同	1
介護支援専門員	常勤専従	居宅介護支援	3
事務職員	常勤兼務	事業運営事務	1

（令和6年4月1日現在）

指定居宅介護支援の提供方法・内容

- 私たちは守るべき法令・条例・省令・基準通知等を遵守いたします。
- 当事業所の介護支援専門員（主任も含む。以下同じ）は、ご利用者の要望に応じ、公正・中立に事業者の選択の支援、その他の業務を行います。
- サービス事業所の選定にあたりまして、ご利用者の適切な選択が可能となりますよう、利用可能な複数のサービス事業所のご紹介を書面等を用いて行います。
- また、ご利用者は、複数の事業者の紹介を介護支援専門員に求めることができます。
- 当事業所が前6か月において作成した居宅サービス計画の総数の内、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下、訪問介護等）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の内、同一事業所によって提供されたものが占める割合について別紙を用いて説明を行い、ご理解をいただきます。
- 居宅介護支援の提供は、原則としてご利用者のご自宅にお伺いして行います。（なお、感染症の予防のため等、やむを得ない場合には、訪問・面談に代わり電子通信機器等を活用して一連の業務を行うこともあります。その際は事前にご利用者の同意を得たうえで行います。）
- ご利用者が入院している場合、入院先医療機関にて必要な居宅介護支援を行います。
- ご利用者の入院時には入院医療機関に、担当の介護支援専門員および事業所名、連絡先をお伝えください。また、入院時に携行する健康保険証またはお薬手帳等に、担当介護支援専門員の連絡先となるような紙面（名刺など）を添付くださいますようお願ひいたします。
- 平時の支援において、特にご利用者の口腔状態、服薬状況につきましては健康状態を保つうえで大変重要になりますので、必要に応じ確認をさせて

いただくことがあります。もし、状態に不具合が生じていましたら、同意をいだいたのち必要に応じ、かかりつけ歯科医や主治医、薬剤師等に報告をいたします。

- 居宅介護支援の具体的な提供の流れについては以下の通りです。
 - ① 居宅介護支援を適正に実施するために、必要に応じてご利用者・ご家族の情報を適時お聞かせいただきます。
 - ② また、今後どのような生活を希望されているのか共有をさせていただきます。
 - ③ いただきました情報に基づいて、支援の必要性の検討（課題分析）を行います。その際に使用します課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」（全国社会福祉協議会）を使用します。
 - ④ 課題分析によって明らかになった生活上の課題、解決に向けた目標、必要な支援（サービス）についてケアプランの原案を作成いたします。
 - ⑤ ケアプランの原案を作成後、ご利用者・ご家族に記載内容について説明いたします。その際に、不明な点はさらに説明を求めることができます。
 - ⑥ その後サービスを提供する事業者の担当者を招集し、ご利用者・ご家族の出席のもと、「サービス担当者会議」を開催いたします。開催場所はご自宅または開催に適した場所を確保いたします。（なお、感染症の予防のため等、やむを得ない場合には、電子通信機器等を活用して開催することもあります。その際は事前にご利用者の同意を得たうえで行います。）
 - ⑦ サービス担当者会議で協議したうえでケアプランを確定いたします。その際には同意確認としてご利用者の署名をお願いいたします。
 - ⑧ 確定しましたケアプランはご利用者に交付し、さらに関係機関にも交付いたします。
 - ⑨ 各サービス事業所にて必要な手続きを済ませた後、サービスが開始されます。
 - ⑩ サービス開始後は、毎月ご自宅を訪問し、ご利用者と面談の上、サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録に記載します。さらに、翌月分のサービス内容についてご確認のうえ、同意をいただきます。（なお、感染症の予防のため等、やむを得ない場合には、電子通信機器等を活用して開催することもあります。その際は事前にご利用者の同意を得たうえで行います。）
 - ⑪ 必要に応じ隨時、訪問、ケアプランの見直し、サービスの再調整、関係機関との連絡等を行います。

- 今後、ご自宅から営業地域外または施設等に転居される場合、ご利用者・ご家族の同意のもと、必要に応じて後任の介護支援専門員等に帳票類を添えて引継ぎを行います。
- ご利用者の権利擁護としまして、法令・指針に基づき、虐待の防止、意思決定支援等、必要な支援を行います。
- サービス全般に対する要望、苦情等にも可能な範囲で対応いたします。
- 看取り期に向けます支援といたしまして、厚生労働省が定める「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」にそった支援を実施いたします。
- 居宅介護支援の実施に関して知り得た個人に関する情報は、同意を得た上で関係機関（保健・医療・福祉及び行政）内で共有させていただきます。その際には伝達すべき必要最小限の範囲での共有といたします。また、関係者以外への個人情報の漏洩は絶対に致しません。
- 居宅介護支援の実施に伴う個人情報に関する帳票類は本契約が終了後、水戸市条例に基づき5年間保存いたします。その間であれば、ご本人または記載該当親族、成年後見人等からの開示請求に応じ開示いたします。なお、保管方法につきましては紙または電子化処理をしたうえで保管いたします。

ご利用料金

居宅介護支援は介護保険制度において10割保険給付のサービスです。よってご利用者負担金はありません。ただし、下記に該当する費用は別途いただく場合がございます。

別途いただく費用が発生する場合：

- 保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- 通常の営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費（水戸市を超えた部分につき1kmあたり30円）
- その他、利用者本位の観点から適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。集金または振り込みにてお支払いください。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書をもって市役所担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

居宅介護支援に関する介護報酬（2024年4月改定）

本事業を行うにあたって介護保険から当事業所に支払われる報酬額は以下の通りです。（水戸市は地域区分5級地に該当するため1単位は10.70円です）

居宅介護支援Ⅰ（月一回）： 要介護1,2・・・1086単位
(基本単位) 要介護3,4,5・・・1411単位

特定事業所加算Ⅱ ・・・ 上記基本単位に421単位加算されます

※ 当事業所は職員配置や健康診断、研修実施など特定事業所加算Ⅱの算定要件を満たしています。

特定事業所医療介護連携加算 ・・・ 下記(★)が年間取得要件に該当した場合、上記基本単位に125単位加算されます。

初回加算 ・・・ 300単位（新規または更新時に介護度が2段階以上変更時）

(以下の加算内容は、該当時にご利用者の同意をいただいた上で算定します)

通院時情報連携加算 ・・・ 50単位／月（月1回まで）

(内容) ご利用者の通院時に、医師または歯科医師および介護支援専門員が必要と認めた場合に、あらかじめ医師または歯科医師の承諾を得たうえで担当介護支援専門員が診察に同席いたします。そこで得た情報はその後の支援において有効に活用いたします（通院のための移送や介助は致しませんのでご了承ください）。

入院時情報連携加算 I ・・・ 250単位 入院した日の内に提供した場合
II ・・・ 200単位 入院後3日以内に提供した場合

(内容) ご利用者の入院時に、普段の生活の様子（食事、排せつ、服薬、口腔状況や趣味や生きがいなど大切にしていること）などを医療機関に情報提供することで、入院中の状態の変化を最小限に抑え早期退院を目指します。

退院・退所加算(★)：

	退院前カソカルソス参加 無	退院前カソカルソス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

(内容) 入院医療機関からの診療内容等の伝達や、退院後の生活上の留意点、必要なサービスなどの助言を受け、新たなケアプランを作成します。また、入院中にサービス担当者会議を開催する場合もあります。

ターミナルケアマネジメント加算(★) ・・ 400 単位

(内容) 終末期のご利用者に対して、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、24時間連絡体制を確保し、医師や看護師等との連携を密に図り、隨時必要な対応をいたします。介護支援専門員も適宜訪問し状態の確認をいたします(算定は支援終了時の状況で判断します)。

緊急時等居宅カンファレンス加算 ・・ 200 単位 (訪問診療の指示による)

(内容) 訪問診療が関わる場合に医師の求めに応じ、ご自宅に関係者が集まり、今後の対応などを確認した場合に算定します。

看取り期における居宅介護支援費の例外的算定

(内容) ご利用者の退院時の支援において、指定居宅介護支援で定める一連の業務を実施したにもかかわらず、ご利用者の他界によってサービス実施に至らなかった場合、当該月分の居宅介護支援費を算定させていただきます。

相談・苦情・緊急時窓口

介護保険制度をご利用にあたってのご要望・苦情・緊急時対応等は下記にて受け付けます。

当居宅介護支援事業所 029-257-6650 (24時間対応)

※ 伝言対応時は追って折り返しご連絡いたします

担当介護支援専門員 氏名:

管理者 主任介護支援専門員 能本守康 (のもともりやす)

水戸市役所 介護保険課 029-232-9177 (直通)

茨城県国民健康保険連合会 介護保険課 029-301-1567

通常の連絡先および緊急時の対応

居宅介護支援を行うにあたっての通常のご連絡先およびご利用者の身体的急変等の対応は、あらかじめ取り決めを行った次頁記載先にご連絡いたします。

虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、高齢者等に対する虐待防止策として以下のことを定めています。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

家族・親族（相談事等のご連絡先）

① 氏名：_____ (関係：_____)

住所：_____

電話：_____

② 氏名：_____ (関係：_____)

住所：_____

電話：_____

身体的急変時などの連絡先

主治医

医療機関名：_____

担当医：_____

電話：_____

かかりつけ歯科医

名称：_____

所在：_____

電話：_____

かかりつけ薬局

名称：_____

所在：_____

電話：_____

個人情報の取り扱いに関する規定
個人情報使用許可・関係者間共有許可同意書

本事業を行うにあたって聴取する個人情報は、下記の目的で使用します。それ以外の目的では使用しません。また今後の支援において、関係者間で共有することに同意します。なお、関係者間で共有する際には、必要最小限での共有とし、担当介護支援専門員が有するすべての情報を共有するものではありません。

使用目的：1. 居宅介護支援を行うために使用します。

2. 居宅介護支援とは「指定居宅介護支援の提供方法・内容」に記した通りです。

今後、私の個人情報を居宅介護支援を行うために使用することに同意します。

令和 年 月 日

ご利用者署名

ご家族代表署名

後見人または代理人署名

重要事項記載事項に関する同意書

このたび、指定居宅介護支援を利用するにあたって、重要事項説明書による説明を担当介護支援専門員から受け、内容について理解したうえで同意いたします。

令和 年 月 日

ご利用者署名

ご家族代表署名

後見人または代理人署名